

「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」に係る評価実施要領

第1 趣旨

「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」（以下「本事業」という。）の効率的で効果的な進捗管理を行うため、「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」に係る運営管理委員会設置要領（令和3年12月15日付け3農会第517号農林水産技術会議事務局長決定。以下「設置要領」という。）、基礎的委託研究事業実施規程（平成15年10月1日付け15規程第73号。以下「実施規程」という。）、基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付け15規則第45号。以下「運営規則」という。）及び本要領に定めるところにより、試験研究計画における研究成果の評価（以下「評価」という。）を実施する。

第2 評価の体制等

- 1 本事業の評価は、運営規則第6条に基づき設置する評議委員会（以下「委員会」という。）において実施する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）の所長（以下「所長」という。）が、運営規則第6条第2項に基づき、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び農林水産省職員等行政関係者により構成するものとする。
 - （1）審査に係る研究等について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から選考を行うことができる者として、設置要領第3に基づき、戦略的スマート農業技術等の開発・改良に係る運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること。
 - （2）その氏名、所属及び審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 公正で透明な評価を行う観点から、評価の対象となる課題と利害関係を有する者は当該課題の評価に参加できない。利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（8）のいずれかに該当する場合とする。
 - （1）当該試験研究計画の中で研究課題担当者となっている場合。
 - （2）当該試験研究計画の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。

- (3) 当該試験研究計画の研究課題担当者と親族関係にある場合。
- (4) 当該試験研究計画の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
- (5) 当該試験研究計画の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
- (6) 当該試験研究計画の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
- (7) 当該試験研究計画の研究課題に参画する民間企業の役員に就任（すでに退任している場合も含む）又は株式を保有している場合。
- (8) その他、所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

4 当該試験研究計画について利害関係を有する委員は、評価の実施前までに必ず所長にその旨を通知するものとし、評価に加わらないこととする。

5 委員は、評価により知り得た秘密情報について、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 評価方法等

1 評価はスマート農業技術の開発・改良及び輸出拡大のための新技術開発の研究テーマの研究分野ごとに、中間評価及び終了時評価を実施する。

2 中間評価は、研究期間が3年間である研究課題について2年度目に委員会において、2年度目までの研究の進捗状況を取りまとめた中間評価用報告書に基づき実施する。

(1) 委員会は、研究テーマの研究分野ごとに構成する。

(2) 評価の対象となる研究課題に係る代表機関等は、生研支援センターが指定する期日までに中間評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出する。

(3) 委員は、中間評価用報告書を基に、別紙1及び3に定める評価基準に基づき、面接による評価を行う。

(4) 所長は、(3)の評価結果を運営管理委員会に報告する。

(5) 所長は、設置要領第3の1(6)の評価結果等を踏まえた改善方策に係る指導に基づき、研究代表者に評価結果を通知するとともに、その概要を生研支援センターのウェブサイトで公表する。

(6) 所長は、設置要領第3の1(6)の指導結果において改善すべきとされた試験研究計画の事項に基づき、研究代表者に、翌年度以降の試験研究計画の見直し又は中止、投入予算の見直し等を指示するものとする。

3 終了時評価は、研究終了年度までの研究の進捗状況を取りまとめた終了時評価用報告書に基づき、原則として研究期間終了後に速やかに、委員会において実施する。

(1) 委員会は、研究テーマの研究分野ごとに構成する。

(2) 評価の対象となる研究課題に係る代表機関等は、生研支援センターが指定する期日までに終了時評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出する。

- (3) 委員は、終了時評価用報告書を基に、別紙2及び4に定める評価基準に基づき、書面による評価を行う。
- (4) 所長は、(3)の評価結果を運営管理委員会に報告する。
- (5) 所長は、設置要領第3の1(6)の評価結果等を踏まえた改善方策に係る指導に基づき、研究代表者に評価結果を通知するとともに、その概要を生研支援センターのウェブサイトで公表する。

第4 その他

- 1 実施要領Ⅲの1(3)②アに定めるPD(プログラム・ディレクター。以下、PD)は、評価対象課題に対し、第3の2(3)及び第3の3(3)の評価結果を参考に、別紙1及び3の評価基準を準用して点検を実施する。所長は、この点検結果を運営管理委員会に報告する。なお、点検項目には、翌年度の試験研究計画の見直しの指示及びその実施に関する督励、研究課題の予算の増減、試験研究計画の課題の統廃合が含まれるものとする。
- 2 PDは、第3の2(3)及び第3の3(3)の評価を実施しない年度に、別紙1及び3の評価基準を参考にして研究成果の点検を実施する。点検に基づき、生研支援センターは、翌年度の試験研究計画の見直しの要否、研究課題の予算の増減、試験研究計画の課題の統廃合を検討し、農林水産省技術会議事務局研究推進課、研究統括官室(輸出拡大のための新技術開発のみ)と協議のうえ対応を決定し、研究代表者に、翌年度以降の試験研究計画の見直し又は中止、投入予算の見直し等を指示するものとする。
- 3 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員会委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 4 評価の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

この要領は、令和5年2月13日から実施する。

附 則

この改正は、令和7年1月22日から施行する。

戦略的スマート農業技術等の開発・改良
「スマート農業技術の開発・改良」中間評価基準

【評価ポイント】

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
1. 研究の進捗状況及び目標の達成度 配点：30点	・目標の達成に向けて、評価年度までの研究は実施計画どおり進捗しているか。	A：計画を超えている B：計画どおりである C：計画を下回っている D：計画を大幅に下回っている	A：30点 B：20点 C：10点 D：5点
2. 研究推進体制の構築状況等 配点：10点	・コンソーシアム内の構成員間の連携やコミュニケーションの状況等、良好な推進体制が構築されているか。	A：極めて良好である B：やや良好である C：やや不良である D：不良である	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
3. 研究費の費用対効果 配点：10点	・評価年度までの研究費により、適切な研究成果が得られているか。 ・今後の研究実施計画で得られる予定の研究成果に対し、研究費は適切であるか。	A：高い研究成果が得られている B：適切な研究成果が得られている C：やや低い研究成果である D：低い研究成果である	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
4. 今後の研究実施計画の妥当性 配点：20点	・評価年度までの研究実施計画の進捗状況と課題を踏まえて、目標達成に向けた研究計画となっているか。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
5. 研究成果の優秀性 配点：10点	・評価年度までの研究成果は、高い優秀な研究成果が得られているか。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
6. 研究成果の社会実装及び普及への期待度 配点：20点	・研究期間終了後の研究成果の社会実装及び普及は期待できるか。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
上記の評価に関する評価項目を基に、総合的に評価		得点合計（100点満点）	点

※1 評価はA B C Dの4段階とする。

※2 評価項目のうち、「研究の進捗状況及び目標の達成度」はA：30点、B：20点、C：10点、D：5点とし、「今後の研究実施計画の妥当性」及び「研究成果の社会実装及び普及への期待度」はA：20点、B：12点、C：6点、D：2点とし、その他の評価項目はA：10点、B：6点、C：3点、D：1点とする。

※3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点によって以下の評価ランクとする。

A：100点～75点、B：74点～53点、C：52点～31点、D：30点以下

戦略的スマート農業技術等の開発・改良
「スマート農業技術の開発・改良」終了時評価基準

【評価ポイント】

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
1. 研究目標の達成度 配点：30点	・ 終了時評価年度までに研究目標の達成がされているか。	A：計画以上に達成した B：計画どおりである C：計画を下回っている D：計画を大幅に下回っている	A：30点 B：20点 C：10点 D：5点
2. 研究費の費用対効果 配点：10点	・ 終了時評価年度までの研究費により、適切な研究成果が得られているか。	A：高い研究成果が得られている B：適切な研究成果が得られている C：やや低い研究成果が得られている D：低い研究成果しか得られていない	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
3. 社会実装に向けた課題の把握と課題解決 配点：10点	・ 研究成果から得られた課題の把握や社会実装に向けた課題の解決方法が得られているか。	A：課題の把握や解決方法が十分に得られている B：課題を把握や解決方法が得られている C：課題の把握や解決方法が不十分である D：課題の把握や解決方法が得られていない	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
4. 研究成果の社会実装への期待度と普及への取り組み 配点：10点	・ 研究期間終了後の研究成果の社会実装への取り組み（体制を含む）による研究成果の普及は期待できるか。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
5. 研究成果の優秀性 配点：20点	・ 終了時評価年度までの研究成果は、高い優秀な研究成果が得られているか。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
6. 研究成果によるスマート農業推進へのインパクト 配点：20点	・ 得られた研究成果が、生産者の所得向上や市場拡大等を含むスマート農業の推進に寄与する効果は期待できるか。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
上記の評価に関する評価項目を基に、総合的に評価		得点合計（100点満点）	点

※1 評価はA B C Dの4段階とする。

※2 評価項目のうち、「研究目標の達成度」はA：30点、B：20点、C：10点、D：5点とし、「研究成果の優秀性」及び「研究成果によるスマート農業推進へのインパクト」はA：20点、B：12点、C：6点、D：2点とし、その他の評価項目はA：10点、B：6点、C：3点、D：1点とする。

※3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点によって以下の評価ランクとする。

A：100点～75点、B：74点～53点、C：52点～31点、D：30点以下

戦略的スマート農業技術等の開発・改良
「輸出拡大のための新技術開発」中間評価基準

【評価ポイント】

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
1. 研究の進捗状況及び目標の達成度 配点：30点	・目標の達成に向けて、評価年度までの研究は実施計画どおり進捗しているか。	A：計画を超えている B：計画どおりである C：計画を下回っている D：計画を大幅に下回っている	A：30点 B：20点 C：10点 D：5点
2. 研究推進体制の構築状況等 配点：10点	・コンソーシアム内の構成員間の連携やコミュニケーションの状況等、良好な推進体制が構築されているか。	A：極めて良好である B：やや良好である C：やや不良である D：不良である	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
3. 研究費の費用対効果 配点：10点	・評価年度までの研究費により、適切な研究成果が得られているか。 ・今後の研究実施計画で得られる予定の研究成果に対し、研究費は適切であるか。	A：高い研究成果が得られている B：適切な研究成果が得られている C：やや低い研究成果である D：低い研究成果である	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
4. 今後の研究実施計画の妥当性 配点：20点	・評価年度までの研究実施計画の進捗状況と課題を踏まえて、目標達成に向けた研究計画となっているか。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
5. 研究成果の優秀性 配点：10点	・評価年度までの研究成果は、高い優秀な研究成果が得られているか。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
6. 研究成果の社会実装及び普及への期待度 配点：20点	・研究期間終了後の研究成果の社会実装及び普及は期待できるか。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
上記の評価に関する評価項目を基に、総合的に評価		得点合計（100点満点）	点

※1 評価はA B C Dの4段階とする。

※2 評価項目のうち、「研究の進捗状況及び研究目標の達成度」はA：30点、B：20点、C：10点、D：5点とし、「今後の研究実施計画の妥当性」及び「研究成果の社会実装及び普及への期待度」はA：20点、B：12点、C：6点、D：2点とし、その他の評価項目はA：10点、B：6点、C：3点、D：1点とする。

※3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点によって以下の評価ランクとする。

A：100点～75点、B：74点～53点、C：52点～31点、D：30点以下

戦略的スマート農業技術等の開発・改良
「輸出拡大のための新技術開発」終了時評価基準

【評価ポイント】

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
1. 研究目標の達成度 配点：30点	・終了時評価年度までに研究目標の達成がされているか。	A：計画以上に達成した B：計画どおりである C：計画を下回っている D：計画を大幅に下回っている	A：30点 B：20点 C：10点 D：5点
2. 研究費の費用対効果 配点：10点	・終了時評価年度までの研究費により、適切な研究成果が得られているか。	A：高い研究成果が得られている B：適切な研究成果が得られている C：やや低い研究成果が得られている D：低い研究成果しか得られていない	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
3. 社会実装に向けた課題の把握と課題解決 配点：10点	・研究成果から得られた課題の把握や社会実装に向けた課題の解決方法が得られているか。	A：課題の把握や解決方法が十分に得られている B：課題を把握や解決方法が得られている C：課題の把握や解決方法が不十分である D：課題の把握や解決方法が得られていない	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
4. 研究成果の社会実装への期待度と普及への取り組み 配点：10点	・研究期間終了後の研究成果の社会実装への取り組み（体制を含む）による研究成果の普及は期待できるか。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない	A：10点 B：6点 C：3点 D：1点
5. 研究成果の優秀性 配点：20点	・終了時評価年度までの研究成果は、高い優秀な研究成果が得られているか。	A：高い B：やや高い C：やや低い D：低い	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
6. 研究成果による輸出拡大貢献へのインパクト 配点：20点	・得られた研究成果が、生産者の所得向上や市場拡大等を含む輸出拡大貢献に寄与する効果は期待できるか。	A：かなり期待できる B：期待できる C：やや期待できない D：期待できない	A：20点 B：12点 C：6点 D：2点
上記の評価に関する評価項目を基に、総合的に評価		得点合計（100点満点）	点

※1 評価はA B C Dの4段階とする。

※2 評価項目のうち、「研究目標の達成度」はA：30点、B：20点、C：10点、D：5点とし、「研究成果の優秀性」及び「研究成果による輸出拡大貢献へのインパクト」はA：20点、B：12点、C：6点、D：2点とし、その他の評価項目はA：10点、B：6点、C：3点、D：1点とする。

※3 評価項目ごとの評議委員の平均点を合計した得点によって以下の評価ランクとする。

A：100点～75点、B：74点～53点、C：52点～31点、D：30点以下